



しょうがいしやふくし てび
障害者福祉の手引き

和木町

令和5年度版



はじめに…

この手引きでは、福祉サービスをはじめ障害・難病のある方の生活を支えるさまざまな制度をご案内しています。和木町が実施するものに限らず、障害者の方の生活に役立つ情報を必要最小限にまとめて掲載しています。

この手引きをご覧いただき、福祉サービスが十分に理解され、有効に活用されるよう願っております。また、各制度はしばしば改正されます。制度の内容の詳細については、お気軽にお問い合わせください。

各種制度が知りたい…悩みを聞いてほしい…でもどこに聞けば…?

相談窓口のご案内

○和木町役場 保健福祉課

(和木町和木1-1-1 ▼TEL:52-2195/FAX:52-7277)

障害者福祉の中心的役割として、各専門機関と連携を図りながら、制度が適切に利用できるようにご案内します。

○相談支援事業所→関連ページP13「地域生活支援事業」

福祉資格を持った専門的な知識をもつ相談支援専門員が、障害のある方やご家族からのさまざまな相談に応じ、障害福祉サービスなどの情報提供や助言、その他必要に応じてサービスの利用支援を行います。和木町では、以下の3箇所の相談支援事業所がご利用できます。

★岩国市障害者サービスセンター

(岩国市岩国4-2-20 ▼TEL:43-2399/FAX:44-0031)

事業所より:当センターは西岩国の穏やかな街並みにあり、名勝、錦帯橋が近くにあります。相談支援専門員が地域で暮らしておられる障害をお持ちの方やご家族のご相談に応じます。お気軽に立ち寄りください。ホームページもぜひご覧ください。

相談時間:8時30分~17時15分(土日、祝日を除く)

メール:iwasha-shougai@iwasha.jp

ホームページ:<http://www.iwasha.jp/issc/index.html>

★障害者地域支援センター しらかば

(岩国市室の木町3-1-74 ▼TEL:21-8750/FAX:28-2861)

事業所より:精神保健福祉士の資格を持った相談支援員が対応させていただきます。電話やメール、来訪での相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。ご要望があれば訪問相談にもお応じます。

相談時間:8時15分~17時00分(土日、祝日を除く)

メール:sts.sirakaba@coast.ocn.ne.jp

ホームページ:<https://shirakabaen.jimdo.com/>

ちいきせいかつしん
★地域生活支援センタートライアングル

いわくにしょこやま
(岩国市横山1-12-51 ▼TEL:44-3244/FAX:44-3245)

じぎょうしょ かたち まる と
事業所より：トライアングルの形 のように、かどは丸く、閉じること
なく…誰とでもそんな関係になりたい。そしていつでも
だれ かんけい
トライ（挑戦）する気持ちを忘れない私たちでいたい…
おも なづ
という想いをこめて、トライアングルと名付けました。
ひとり ひとり む あ のぞ
お一人お一人とじっくり向き合いながら、これから望ま
れる地域生活のサポートに努めてまいります。

そうだんじかん じ ふん じ ふん げつ にち しゅくじつ のぞ
相談時間：9時00分～18時00分（月、日、祝日を除く）

らいしょ じ
来所は17時まで

メール：triangle@joy.ocn.ne.jp

ホームページ：http://vitafe.web.fc2.com/tryangle/try_index.html



相談支援事業所の専門員さんに相談に乗ってもらうのって

お金がかかるのでは…？

相談に係る費用は無料です！

質問：電話でも相談できますか？

答え：電話やFAX、メールによる相談、お越しいただいたても、

相談は可能です。場合によっては、訪問させていただきます。

質問：何の相談ができますか？

答え：障害のために生活で普段お困りのことなどを、障害のある方やそのご家族の方のご相談に応じます。

例えば…

◎どんな制度があるのか知りたい

◎家族等悩んでいるので話を聞いて欲しい

◎福祉のサービスを利用してみたい

◎社会参加や余暇活動の場が欲しい

◎就職に向けて訓練を受けたい

など…

お困りのことがあれば相談に応じ、

悩みや不安の解消をお手伝いします！

そうだんまどぐち あんない
相談窓口のご案内

○身体障害者相談員・知的障害者相談員→関連ページ P16 「その他の事業」

わきちょうない 和木町内には、各相談員が1名ずついます。障害のある方からの
相談に応じています。

～身体障害者相談員～

★嶋谷 保則 (和木町和木5丁目4番36号)

▼TEL:52-8644)

※問合先は和木町社会福祉協議会

～知的障害者相談員～

★樺山 瑞枝 (和木町和木1丁目 8番22-5号)

▼TEL:53-5770)

○和木町社会福祉協議会 (和木町和木2-15-22 和木町総合福祉会館内)

▼TEL:52-8644/FAX:53-2822)

自分で契約や判断をすることが不安な方やお金の管理に困っている
方などを対象に色々なお手伝いをしています。

相談時間：8時30分～17時15分 (土日、祝日を除く)

○和木町教育委員会 (和木町和木2-1-1和木町文化会館内)

▼TEL:53-3123/FAX:53-6776)

お子様の進学等や学校生活での相談について

相談時間：8時30分～17時15分 (土日、祝日を除く)

○和木町保健相談センター (和木町和木2-15-1 ▼TEL:52-7290/

FAX:53-3441)

いくじそだん にゅうようじとう そだん ほけんしどう けんこうそだんとう
育児相談、乳幼児等の相談、保健指導、健康相談等について

相談時間：8時30分～17時15分 (土日、祝日を除く)

いわくにけんこうふくし
○岩国健康福祉センター (岩国市三笠町1丁目1-1 ▼TEL:29-1512)

ひばくしゅてちょう なんびょう とくていしつpei せいしんしょうがいとう そだん
被爆者手帳、難病、特定疾病、精神障害等の相談について

そうだんじかん じ ぶん じ ぶん どにち しゅくじつ のぞ
相談時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

しうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん れんげ いわくにしまりふまち
○障害者就業・生活支援センター蓮華 (岩国市麻里布町2-3-10-1F

▼TEL:28-0021/FAX:28-0211)

しうがい かた ちいき あんしん はたら じりつ せいかつ おく
障害がある方が地域で安心して働け、自立した生活を送るために

じゅうしょくめん せいかつめん しえん かんけいきかん いいたいてき おこな
就職面・生活面の支援を関係機関とともに一体的に行います。

そうだんじかん じ ぶん じ ぶん にち しゅくじつ のぞ
相談時間：10時00分～17時00分（日、祝日を除く）

いわくに いわくにし やまとまち
○ハローワーク岩国 (岩国市山手町1-1-21 ▼TEL:21-3281 /

FAX:23-2863)

しうがいしゃこよう しゅうろう かん
障害者雇用の就労に関することについて

そうだんじかん じ ぶん じ ぶん どにち しゅくじつ のぞ
相談時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

いわくにじどう そうだんじよ いわくにし みかさまち
○ 岩国児童相談所 (岩国市 三笠町 1-1-1 ▼TEL:29-1513 /

FAX:29-1597)

しうがいじ さいみまん じどう かん
障害児（18歳未満の児童）に関することについて

相談時間：8時30分～17時15分（土日、祝日を除く）

もくじ

I. 各種手帳制度

身体障害者手帳	1
療育手帳	1
精神障害者保健福祉手帳	2
難病を有する方へ	2

II. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについて

障害福祉サービスの種類	3
障害支援区分により受けられるサービス	4
障害福祉サービス利用の流れ	6
サービス等利用計画	7
障害福祉サービスの利用料	7
和木町近郊の指定サービス提供事業所	8

III. 補装具の給付

補装具費の給付	10
---------	----

IV. 自立支援医療

自己負担	11
自立支援医療（更生医療）	11
自立支援医療（育成医療）	12
自立支援医療（精神通院医療）	12
和木町重度心身障害者医療費助成制度	12
後期高齢者医療への加入	12

V. 地域生活支援事業

相談支援事業	13
地域活動支援センター事業	13
移動支援事業	13
日中一時支援事業	14
日常生活用具の給付	14
住宅改修給付事業	15
自動車運転免許取得費助成事業	15
自動車改造費助成事業	15
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	15

VI. その他の事業

岩国市療育センター事業	16
ふれあい工房クローバー	16

身体障害者相談員、知的障害者相談員	1 6
難聴児補聴器購入費等助成事業	1 6

VII. 児童福祉法によるサービス

児童福祉法によるサービス	1 7
障害児通所支援事業所利用の流れ	1 7
指定障害児相談支援事業所	1 8
障害児通所支援事業所	1 8

VIII. 年金・手当等

障害基礎・障害厚生年金	1 9
特別障害給付金	2 0
特別障害者手当	2 0
障害児福祉手当	2 0
特別児童扶養手当	2 1
心身障害者扶養共済	2 1
障害者就労施設通所交通費助成制度	2 2
和木町心身障害者新規学校卒業者就職支度金支給制度	2 2
和木町心身障害者扶助料支給制度	2 2
和木町児童福祉年金支給制度	2 2

X. その他のサービス

駐車禁止除外車両標章の交付	2 3
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度	2 3
J R旅客運賃割引	2 3
バスの運賃の割引	2 4
航空運賃の割引	2 4
フェリー運賃割引	2 4
有料道路通行料金の割引	2 4
N H K受信料の減免	2 4
携帯電話基本料金の割引	2 5
N T T電話番号の無料案内	2 5
郵便料金	2 5
タクシー運賃割引	2 5
福祉タクシー利用助成	2 5
W e b 1 1 9 (N e t 1 1 9) 番通報	2 6
所得税・住民税の控除	2 6
自動車税・軽自動車税の減免	2 6
当事者団体・家族の会のご紹介	2 7

①. 各種手帳制度

■身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳は、障害の程度により1級から7級の手帳が交付されます。(7級の方の手帳交付はありません。)

障害種別

視覚障害	1級～6級	
聴覚・平衡機能障害	2級、3級、4級、6級	
音声・言語・そしやく機能障害	3級、4級	
肢体不自由	上肢・下肢	1級～7級(※7級は手帳の交付なし)
	体幹	1級、2級、3級、5級
心臓機能障害	1級、3級、4級	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸機能障害		
小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級、2級、3級、4級	
肝臓機能障害		

申請に必要なもの▼申請書（保健福祉課にあります）、医師診断書（保健福祉課にあります）

写真2枚（4cm×3cm）、マイナンバーのわかるもの

※診断書の記載ができる医師は、県が指定した医師となりますのでご注意ください。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■療育手帳

療育手帳は知的障害児（者）に対して、一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置を受けやすくするための手帳制度で、「A区分、B区分」に区別されています。また、18歳未満の児童生徒は、児童相談所において判定、18歳以上の方については、山口県知的障害者更生相談所（巡回相談を含む）にて判定が行われます。

申請に必要なもの▼申請書（保健福祉課にあります）、写真1枚（4cm×3cm）

※申請前に判定の予約又は判定を受ける必要があります。詳しくは保健福祉課にお問合せください。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、申請に基づいて、精神障害者に対して交付される手帳です。有効期間は2年で、障害の程度により1級から3級の手帳が交付されます。

対象者▼精神障害のために、長期にわたり日常生活、社会生活を送る上で制約がある方。

申請に必要なもの▼申請書（保健福祉課にあります）、診断書、年金証書の写し、振込通知書、医師の診断書（精神障害を理由とした年金の受給している方については、必要ありません。）、同意書（年金証書で申請される場合のみ必要）、写真1枚（4cm×3cm）、マイナンバーのわかるもの

※精神疾患を事由とした年金を受給している場合は、年金証書での申請が行えます。その場合診断書は必要ありません。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■難病を有する方へ

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わりました。

対象となる難病等は、令和元年7月の時点で361疾病となっており、厚生労働省ホームページよりご覧になることができます。

（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hani/index.html）

対象となる方々は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（※）の受給が可能となります。

（※）障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

手続き▼対象疾患に罹患していることがわかる証明書（特定疾患医療受給者証、特定疾患医療登録者証、診断書など）を保健福祉課へ持参の上、支給を申請してください。その後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

II. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスについて

■障害福祉サービスの種類

介護給付費	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ又は食事の介護等の支援を行います。
	重度訪問介護	重度肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等外出時における移動中の支援等を総合的に行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をしています。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活援助	施設やGH等から、ひとり暮らしへの移行を希望する方に対し、安心して地域生活ができるよう定期的に居宅を訪問し、助言や関係機関等との調整を行う他、相談があれば電話や、訪問等で随時対応します。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型（雇用型）	雇用契約に基づく契約が困難な65歳未満の方で、一般企業への就労に結び付いていない方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したが、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、企業・自宅等への訪問などにより問題把握をし、解決に向けて連絡調整や指導・助言を行います。
	共同生活援助（グループホーム：GH）	夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。介護を必要とする人には、入浴・排せつ・食事の介助等も行います。

■障害支援区分により受けられる介護給付サービスは異なります。

障害支援区分によって受けることができるサービスは次の表の通りとなります。(色塗り部分の区分の方が利用可能)

サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
居宅介護 (ホームヘルプ)								通院介助（身体介護有）は区分2以上で特定の条件に該当する方が対象
重度訪問介護								二肢以上に麻痺があり「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも「できる」以外と認められる方
行動援護								知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有する（障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等合計点数10点以上）常時介護が必要な方
重度障害者等 包括支援								意思疎通を図ることに著しい支障があり、特定の条件に該当する方
同行援護 身体介護を伴わない 場合		区分等が利用の要件とはなりません。						視覚障害により、移動に著しい困難を有する方
同行援護 身体介護を伴う場合								区分2以上の方に加え、同行援護アセスメント調査による認定条件があります。
療養介護								1. 障害支援区分6で気管切開を伴い人工呼吸器による呼吸管理を行っている方 2. 障害支援区分5以上で、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害の方
生活介護			50歳以上					1. 障害支援区分3以上（施設入所者は区分4以上）の方 2. 50歳以上で、障害支援区分2以上（障害者支援施設入所者は区分3以上）の方
短期入所 (ショートステイ)								
施設入所支援				50歳以上				1. 生活介護を利用している方で区分4以上（50歳以上は区分3以上の方） 2. 自立訓練等を利用している方で特定の条件に該当する方

訓練等給付

サービス	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備 考
自立訓練 (機能訓練)								身体障害者・難病患者の方で身体機能の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方
自立訓練 (生活訓練)								知的障害者・精神障害者の方で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方
自立生活援助								障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方
就労移行支援								65歳未満で、雇用が見込まれる方
就労継続支援A型 (雇用型)								65歳未満で、当該事務所で雇用契約による就労が可能と見込まれる方
就労継続支援B型								一般企業での就労が困難になった方や、一定年齢に達している方で生産活動に係る知識及び能力の向上・維持が期待される方
就労定着支援								就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方。
共同生活援助 (グループホーム)								1. 身体障害者は65歳未満の方または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことのある方に限る。 2. 入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合は障害支援区分の認定が必要

【介護保険サービスと障害福祉サービス】

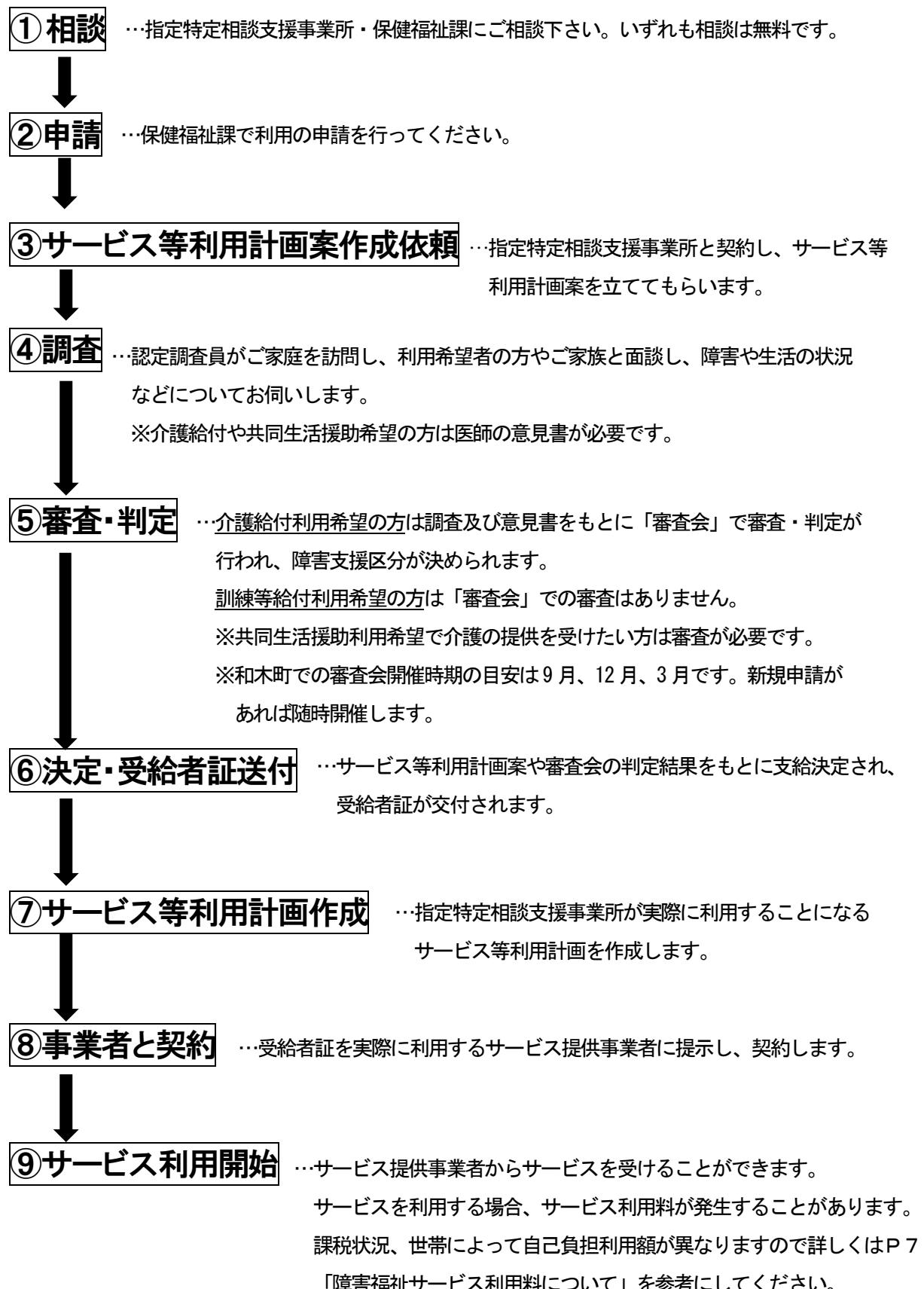
介護保険サービスの給付対象者は、障害者手帳を持っている場合でも、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。障害福祉サービスの利用者が介護保険の対象者となった場合（65歳になった場合や40歳から64歳で特定疾病に該当した場合）も同様です。詳しくは保健福祉課にお問合せください。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

【障害支援区分とは】

平成26年4月1日より「障害程度区分」が、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められました。80項目の認定調査を行い、コンピュータ判定を行った後に医師の意見書・認定審査会を経て、支援区分を決定します。認定期間は、最長3年間で支援の度合いにより6段階に分かれています。

■障害福祉サービス利用の流れ（訓練等給付、障害児の場合は支援区分の判定が必要ありません）



ここまで流れとしておよそ2か月程度かかります。（年末年始などの時期にもよる）

■サービス等利用計画について

サービス利用等計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。また、一定期間ごとにモニタリングを行う支援を行います。

【特定相談支援事業所】

(順不同)

事業所	住 所	電話番号
岩国市障害者サービスセンター	岩国市岩国4-2-20	TEL : 43-2399 FAX : 44-0031
障害者地域支援センターしらかば	岩国市室の木町3-1-74	TEL : 21-8750 FAX : 28-2861
地域生活支援センタートライアングル	岩国市横山1-12-51	TEL : 44-3244 FAX : 44-3245
緑風園障害者生活支援センター	岩国市由宇町北1-5-20	TEL : 63-2882 FAX : 63-1134
障害者地域生活支援センタープログレス	岩国市美和町生見2128番地	TEL : 95-0500 FAX : 96-0001
障害者支援センターリフレ	岩国市玖珂町1887	TEL : 82-0018 FAX : 82-5013

■障害福祉サービス利用料について

障害福祉サービスの利用は、月ごとの利用者負担があります。障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて月額上限額が設定され、1ヶ月ごとに利用上限額が設定されます。所得判定を行うときの世帯の範囲は、18歳以上の障害者（施設に入所する20歳未満を除く）については障害のある方とその配偶者の方。障害児（施設に入所する20歳未満を含む）については保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

障害者 18歳以上の障害者（施設に入所する20歳未満を除く）

区分	生活保護	町民税 非課税世帯	町民税課税世帯	
			所得割 16万円未満	所得割 16万円以上
居宅・通所	0円	0円	9,300円	37,200円
入所	0円	0円	37,200円	

障害児 18歳未満の障害児（施設に入所する20歳未満）

区分	生活保護	町民税 非課税世帯	町民税課税世帯	
			所得割 28万円未満	所得割 28万円以上
居宅・通所	0円	0円	4,600円	37,200円
入所	0円	0円	9,300円	37,200円

問合せ▼保健福祉課 (TEL : 52-2195 FAX : 52-7277)

和木町近郊の指定事業所等

《居宅介護支援事業所》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先	サービス種類
訪問介護事業所 ゆうあい	大竹市玖波 4-8-8	57-7500	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
大竹市社協訪問介護事業所	大竹市西栄 2-4-1	52-2227	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
大竹市医師会 ヘルパーステーションコスモス	大竹市油見 3 丁目 6-8	54-1333	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
ニチイケアセンター岩国	岩国市川西 3-5-40	44-0511	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
ヘルパーステーションさくらんぼ	岩国市多田 3 丁目 101 番地の 5	47-0711	居宅介護 重度訪問介護
ヘルパーステーションあおぞら	岩国市多田 3 丁目 104-4-201	44-1414	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
サンキ・ウェルビィ介護センター岩国	岩国市牛野谷町 2-16-32	28-5367	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

《生活介護》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
岩国市障害者サービスセンター	岩国市岩国 4-2-20	43-2377
障害者支援施設 陽の出園	岩国市美和町生見 25	96-0311
障害福祉サービス事業所 こもれ陽	岩国市御庄 108-3	46-0770
障害者支援施設 緑風園	岩国市由宇町 980-1	63-1155
ひまわりの家	岩国市中津町 1-24-3	24-1515
ささみ園	岩国市玖珂町 4981-1	82-4931
障害者支援施設 若葉園	岩国市由宇町 984	63-1177
障害者支援施設 ひかりの里	岩国市錦見 3-7-57	44-2255
第2しらかば園	岩国市今津町 3-15-2	35-4321
ラポールハート	岩国市南岩国町 4-52-38	28-4765 (NPO法人ラポールどんまい代表番号)

《施設入所支援》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
障害者支援施設 ひかりの里	岩国市錦見 3-7-57	44-2255
障害者支援施設 緑風園	岩国市由宇町 980-1	63-1155
障害者支援施設 若葉園	岩国市由宇町 984	63-1177
障害者支援施設 陽の出園	岩国市美和町生見 25	96-0311

《療養介護医療》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
広島西医療センター	大竹市玖波 4-1-1	57-7151
鼓ヶ浦ひばり園	周南市大字久米 752-4	0834-29-1430
柳井医療センター	柳井市伊保庄 95	0820-27-0211

《ショートステイ（短期入所）》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
障害者支援施設 ひかりの里	岩国市錦見 3-7-57	44-2255
障害者支援施設 陽の出園	岩国市美和町生見 25	96-0311
若葉園	岩国市由宇町 984	63-1177
緑風園	岩国市由宇町 980-1	63-1155

《就労継続支援A型事業所》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
希望の里	岩国市三笠町2 丁目 6-16	24-0285
エルマー	岩国市三笠町2 丁目 3-7-1	21-1486
いこいの村	岩国市平田5 丁目 51 番 13号	31-4495

《就労継続支援B型事業所》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
よこやま工房	岩国市横山 1-12-51	41-1654
しらかば園	岩国市室の木町3-1-74	28-2860
由宇あけぼの園	岩国市由宇町西3 丁目 15-6	63-1288
ふおんた～なフェリーチェ	岩国市錦見一丁目 11 番 14号	41-3880
ささみ園	岩国市玖珂町 4981 番地 1	82-4931
障害福祉サービス事業所 陽だまり	岩国市美和町生見 12451-1	96-0311
ひとりの里	岩国市美和町黒沢 68 番 56号	95-0588

《就労移行支援事業所》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
第2 しらかば園	岩国市車町 1 丁目 13-13	28-4520
工房フェリーチェ	岩国市錦見 1-11-15	28-1157

《共同生活援助（グループホーム）》

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
ひかりの郷	岩国市小瀬 700	52-7577
グループホーム青葉	岩国市由宇町西 3-15-3	62-1100
かなでる	岩国市元町 4-6-15	28-0021
リフレ 2 1	岩国市玖珂町 1887 番地	82-0021
ケアメゾンはらからっと（ふれあいライフ原）	広島県廿日市市原 926-1	0829-38-3333

III. 補装具の支給（購入・修理）

身体障害者（児）、難病患者の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具（補装具）の購入や修理を行うための制度です。（H30.4 から条件付きで借受けも対象となりました。）

支給を受ける際には事前に申請が必要となります。

※用具によっては、医師が記入した意見書等を提出して判定を受ける必要があります。

※介護保険で同じ品目の支給または貸与を受けることができる人は、介護保険のご利用が優先になります

【交付対象品目】

義肢（義手・義足）、装具（下肢・靴型・体幹・上肢装具）、歩行器、車いす、電動車いす、座位保持いす、座位保持装置、起立保持具、頭部保持具、視覚障害者安全つえ、歩行補助つえ（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多点つえ、プラットホームつえ）
義眼、眼鏡（矯正・遮光・弱視眼鏡、コンタクトレンズ）、
補聴器（ポケット型、耳かけ型、耳あな型、骨導式ポケット型、眼鏡型）、排便補助具、重度障害者用意思伝達装置

【負担額】

原則1割負担（世帯の所得に応じた月額負担上限額があります。）

世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護受給世帯	0 円
町民税非課税世帯	0 円
町民税課税世帯	世帯のうち最多納税者の町民税所得割額が 46 万円未満
	世帯のうち最多納税者の町民税所得割額が 46 万円以上

世帯の範囲…18歳以上（本人および配偶者）／18歳未満（住民基本台帳上の世帯）

申請に必要なもの▼補装具の種類によって異なります。詳しくは保健福祉課までお問合せください。

※補装具の交付を新規に受ける場合には、身体障害者更生相談所の相談を受ける必要がある場合もあり、交付に時間がかかるものもあります。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

IV. 自立支援医療

自立支援医療とは：自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

■自己負担額（1か月）

所得区分			負担割合	自己負担上限額		
				「重度かつ継続」に		
		該 当		非該当		
生活保護世帯		負担なし		0 円		
市町村民税 非課税世帯	本人収入 (障害児は 保護者)	80 万円以下	1割	2,500 円	同左 (認定の必要なし)	
		80 万円超		5,000 円		
市町村民税 課税世帯	市町村民税額 (所得割)	3 万 3 千円未満	1割	5,000 円	医療保険の 自己負担上限額	
		3 万 3 千円以上 23 万 5 千円未満		10,000 円		
		23 万 5 千円以上		20,000 円	自立支援医療対象外	

※この制度で言う世帯とは、本人および本人と健康保険証を同一にする方の範囲を指します。

■自立支援医療（更生医療）

身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対し、必要な医療を給付します。

申請に必要なもの▼健康保険証（保険の世帯の範囲のもの）、印かん、意見書（指定医療機関作成）、身体障害者手帳
マイナンバーのわかるもの、年金や手当を受給されている方は、年額がわかる書類（通帳の写しや
振込通知書、年金証書等）

申請・問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195/FAX：52-7277）

【対象となる障害等】

対象障害名	医療内容等
視覚障害	水晶体摘出術、人工レンズ埋め込み術等
聴覚障害	人工内耳埋込術等
音声・言語機能障害	口唇形成術、口蓋形成術等
そしゃく機能障害	歯科矯正治療等
肢体不自由	人工関節置換術等、義肢装着のための形成術等
心臓機能障害	ペースメーカー植込み術、大動脈冠動脈バイパス術、人工弁置換術等
じん臓機能障害	人工透析（血液透析・腹膜透析）、じん移植術、じん移植後の免疫療法
小腸機能障害	中心静脈栄養法及びそれに伴う医療等
免疫機能障害	抗 HIV 療法、免疫調整法等
肝臓機能障害	肝臓移植術、抗免疫療法等

■自立支援医療（育成医療）

身体に障害がある児童又は医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できる児童に対し必要な医療を給付します。

対象者▼ 18歳未満の身体障害児又は放置すると将来障害を残す疾患のある児童

申請に必要なもの▼健康保険証（保険の世帯の範囲のもの）、印かん、意見書（指定医療機関作成）、マイナンバーのわかるもの、年金や手当を受給されている方は、年額がわかる書類（通帳の写しや振込通知書、年金証書等）

申請・問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■自立支援医療（精神通院医療）

一定の精神障害の状態であり、通院により精神障害の治療を受けている方に対し、その治療費を公費で助成します。利用者負担として、原則1割の定率負担が生じますが、世帯の所得水準等に応じて1ヶ月あたりの負担上限額が設定されています。制度の利用には申請、医師の診断書が必要です。

申請に必要なもの▼健康保険証（保険の世帯の範囲のもの）、診断書（医師の記載によるもの）、マイナンバーのわかるもの ※診断書については保健福祉課でお渡しします。入院による治療は対象となりません。

年金や手当を受給されている方は、年額がわかる書類（通帳の写しや振込通知書、年金証書等）

申請・問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■和木町重度心身障害者医療費助成事業

重度の心身障害者（児）に対し、医療費の自己負担金（保険適用分）を助成します。

対象者▼ 身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方

療育手帳をお持ちの方でA判定の方

精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

障害基礎年金又は障害年金1級を受けている方

特別児童手当1級を受けている対象児

申請に必要なもの▼手帳又は年金証書、健康保険証 ※所得により制限があります。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■後期高齢者医療制度の加入

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の方については、後期高齢者医療制度への加入となります。一定条件を満たしていれば、65歳以上の方でも後期高齢者医療制度に加入することができます。

対象者▼ 国民年金法による障害年金1級又は2級を受給中の方

精神保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方

療育手帳Aの交付を受けている方

身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方

身体障害者手帳4級の交付を受けている方で、下記に該当する方

1. 音声機能言語機能の著しい障害	2. 両下肢の全ての指を欠く
3. 下肢の下腿1/2以上を欠く	4. 下肢の機能の著しい障害

申請に必要なもの▼健康保険証、手帳又は年金証書

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

V. 地域生活支援事業

■相談支援事業

和木町では、岩国市内の指定相談支援事業所と委託契約を行い、専門的な知識をもつ相談員が、障害のある方やそのご家族などさまざまな相談に応じたり、福祉サービスなどの情報提供を行ったりしています。

相談内容については、日常的なこと、生活のこと、困っていること、不安なこと等などお気軽にご相談ください。なお、通常の相談については、どの事業所でも対応できます。

(順不同)

名称・住所	電話・FAX・メール	相談内容
岩国市障害者サービスセンター	TEL : 0827-43-2399 FAX : 0827-44-0031 iwasha-shougai@iwasha.jp	
障害者地域支援センター しらかば	TEL : 0827-21-8750 FAX : 0827-28-2861 sts.sirakaba@coast.ocn.ne.jp	障害に関すること (日常的・生活・困っている こと、不安なこと等)
地域生活支援センター トライアングル	TEL : 0827-44-3244 FAX : 0827-44-3245 triangle@joy.ocn.ne.jp	

■ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を行うことにより、社会参加・社会復帰・地域生活支援の促進を図ります。※障害支援区分認定を受ける必要はありません。

(順不同)

事業所名	住 所	連 絡 先
ふれあいワークランドいわくに	岩国市今津町 2-6-8	22-8740
地域生活支援センタートライアングル	岩国市横山 1-12-51	44-3244
障害者支援センターリフレ	岩国市玖珂町 1887 番地	82-0018

■移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、社会生活上、必要不可欠な外出、余暇活動等社会参加のための外出等についてホームヘルパーを派遣し、外出時の支援を行うことで障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促します。

対象者▼身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けている方

問合せ▼保健福祉課 (TEL : 52-2195 FAX : 52-7277)

【利用可能事業所】

(順不同)

事業所名	住 所	連 絡 先
ニチイケアセンター岩国	岩国市川西 3-5-40	44-0511
サンキ・ウエルビィ 介護センター岩国中央	牛野谷町 2-16-32	28-5367
社協ヘルパーセンター岩国	岩国市麻里布町 7-1-2	29-6100
スリーエス訪問介護事業所岩国	岩国市南岩国 1-17-31	35-1011
ヘルパーステーション あおぞら	岩国多田 3 丁目 107 番 12 号	44-1414

■日中一時支援事業

障害者（児）を日常的に介護している家族を一時的に支援するために一時的に障害者（児）を保護します。

対象者▼町内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、精神障害を事由とする年金1級を受けている方、小中学校の特別支援学級、盲・ろう・特別支援学校に通学する児童生徒等

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

【利用可能事業所】

(順不同)

事業所名	住所	連絡先
どんまい	岩国市南岩国町2-78-32	28-4546
ひかりの里	岩国市錦見3-7-57	44-2255
岩国市障害者サービスセンター	岩国市岩国4-2-20	43-2377

■日常生活用具の給付

日常生活を営むことに支障がある重度の障害者（児）や難病患者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、障害者用の日常生活用具の給付を行う制度です。

日常生活用具の支給を受ける場合、原則1割、利用者負担が必要となります。（月額上限があります）なお、給付を受ける際には、事前に申請が必要となります。

【給付対象品目】

特殊寝台	特殊マット	特殊尿器
入浴担架	体位変換器	移動用リフト
訓練いす（児のみ）	訓練用ベッド（児のみ）	入浴補助用具
便器	T字状・棒状のつえ	歩行支援用具
頭部保護帽	特殊便器	火災報知機
自動消火器	電磁調理器	歩行時間延長信号機用小型送信機
聴覚障害者用屋内信号装置	ネプライザー（吸入器）	電気式たん吸引器
酸素ボンベ運搬車	盲人用体温計（音声式）	盲人用体重計
携帯用会話補助装置	情報・通信支援用具	点字ディスプレイ
点字器	点字タイプライター	視覚障害用ポータブルレコーダー
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害者用拡大読書器	盲人用時計
音声ICタグレコーダー	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者用情報受信装置
人工喉頭	福祉電話（貸与）	ファックス（貸与）
点字図書	ストーマ装具	収尿器
住宅活動動作補助用具		

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■住宅改修費給付事業

障害をお持ちの方が自宅で生活するための手すりの設置や段差の解消など住宅の改修を行います。一人につき1回の給付を行います。ただし、介護保険法で住宅改修を受けられる方は対象となりませんのでご注意ください。

対象者▼下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害を有する方で身体障害者手帳3級以上難病患者の方（医師の診断書のほか訪問調査を経て状況を確認します。）

助成額▼20万円を上限として助成します。

利用料▼1割を利用者が負担。（世帯の所得に応じた制限があります。）

手続きに必要なもの▼見積書、工事前写真、工事後写真（工事完了の写真を支給決定後提出していただきます。）

※難病患者の方は要否を判断するために、医師の診断書のほか訪問調査を経て状況を確認します。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■自動車運転免許取得費助成事業

身体障害者手帳所持者であって、運転免許証（第一種運転免許に限る）取得により社会参加を促す制度です。

助成額▼費用の2／3以内、10万円を限度としています。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■自動車改造費助成事業

自ら所有する自動車の一部を改造し、社会参加を促す制度です。助成を受けるには事前申請して頂く必要があります。

助成額▼10万円が限度となっています。

利用料▼1割を申請者が負担。（世帯の所得に応じた制限があります。）

対象者▼町内に住所を有し、身体障害者手帳所持者であって、自ら運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる方。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障害者等が、公的機関、医療機関に赴く等、社会生活上外出が必要不可欠な場合において手話または要約筆記奉仕員を派遣する制度です。

対象者▼適当な意志伝達の仲介者が得られない聴覚障害者等であって次の要件のいずれかに該当すると認められるもの

- (ア) 公的機関及び医療機関に赴くための外出
- (イ) 町民大会等、各種行事出席のための外出
- (ウ) 学校行事への参加のための外出
- (エ) 公的機関によって行われる研修等に出席のための外出
- (オ) 冠婚葬祭のための外出
- (カ) 奉仕的活動のための外出
- (キ) その他社会参加促進の観点から必要な外出

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

VI. その他の事業

■岩国市療育センター

子どもの心身の発達について、療育相談や医学的な診察・判定し、子どもが抱えている課題の早期発見、早期療育と保護者の支援を行います。岩国市と一緒に岩国市医師会に委託して行っています。

実施場所▼岩国市医療センター（岩国市室の木町3丁目6-10）

申込先▼療育相談を受けるには予約が必要です。

予約受付時間：9時から12時（月～金曜日（祝祭日を除く））

（TEL：24-0168（直通）、21-3211（代表））休館日：日曜祝日及び年末年始

■ふれあい工房クローバー

知的障害者、身体障害者に対し、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、通所により創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図るととも、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。

実施場所▼ふれあい工房クローバー（瀬田4丁目1番2号）

問合せ▼和木町社会福祉協議会（TEL：52-8644）

■身体障害者相談員、知的障害者相談員事業

法律に基づき設置されている身近な制度として、相談員制度があります。和木町では、下記の方を相談員として任命し、障害をお持ちの方の様々な、相談に応じる体制を整備しています。（秘密は厳守されます）

身体障害者相談員	嶋谷 保則 和木町和木5丁目4番36号	問合せ TEL：52-8644 ※問合せは和木町社会福祉協議会
知的障害者相談員	樺山 瑞枝 和木町和木1丁目8番22-5号	問合せ TEL：53-5770

■難聴児補聴器購入費等助成事業

山口県と共同で身体障害者手帳の交付対象にない児童、生徒等に対し補聴器の購入や修理について助成する制度です。対象者▼和木町内に居住する18歳未満で、両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満であること。（医師が必要と認めた場合は、この限りではない）身体障害者手帳の交付対象者でないこと。

申請に必要なもの▼申請書、診断書（保健福祉課でお渡しします。）

※ 前年度町民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯は対象外となります。

助成額▼基準額の範囲内で購入費の2／3を助成。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

VII. 児童福祉法によるサービス（障害児通所支援サービス）

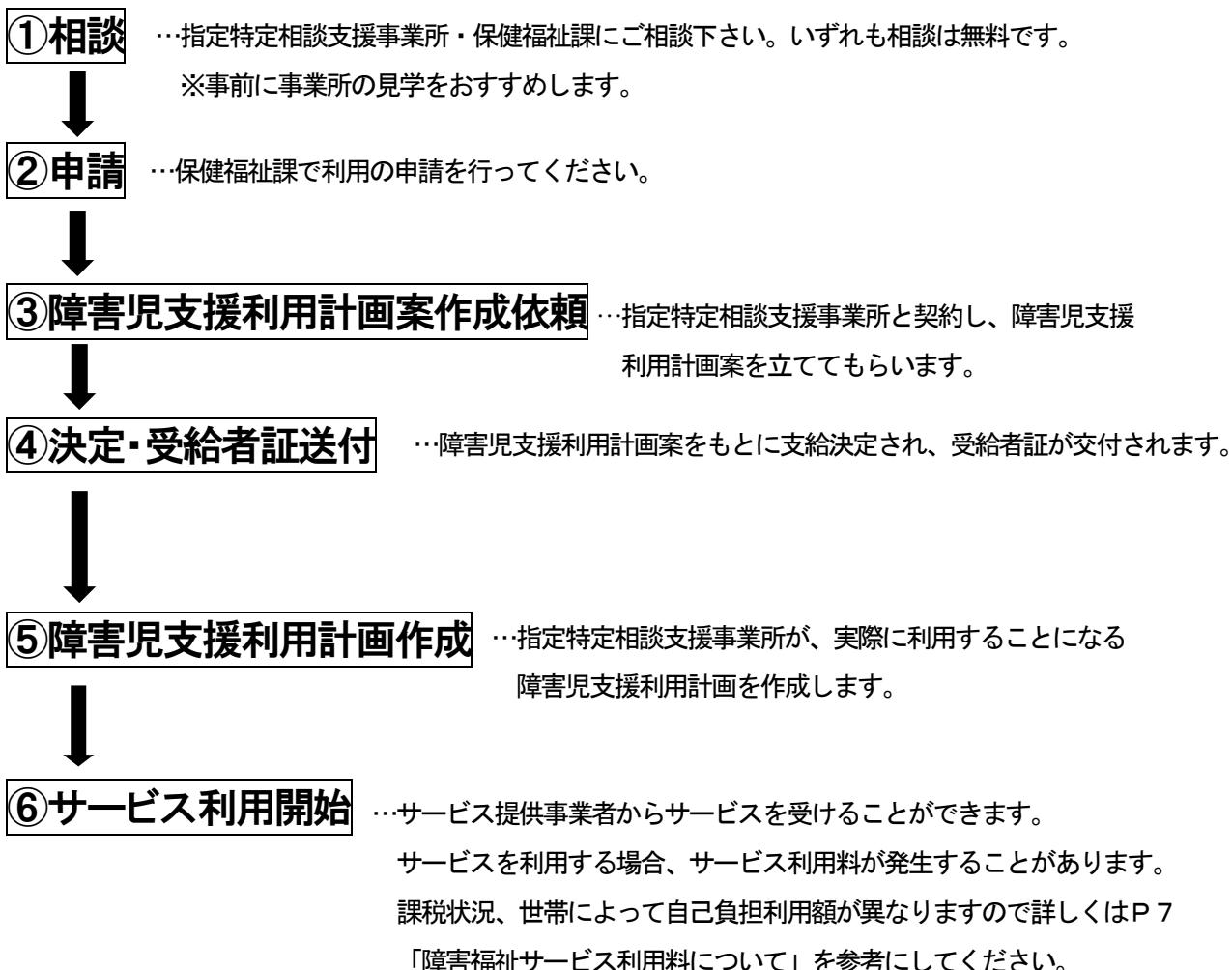
平成24年4月の児童福祉法改正により、通所による障害児支援が身近な地域で受けられるよう、「障害児通所支援」として、申請の受付・支給決定を町が行うこととなりました。利用の際には、児童の心身の状況やその置かれている環境等を勘案して、支給の要否や日数等を決定します。

■児童福祉法によるサービス

サービス名	内 容
児童発達支援	未就学の障害児に対し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児などであって通所支援を受けるための外出が著しく困難な児童の居宅に訪問し、日常生活の基本的な動作の指導や知識技能習得等の支援を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学した障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休業日に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中、利用見込の障害児が、集団生活への適用のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援します。

※利用金額は収入状況によって異なります。詳しくはP7「障害福祉サービス利用料について」を参照してください。

■障害児通所支援事業所の利用の流れ



■指定障害児相談支援事業者一覧

(順不同)

事業所名	住所	電話番号
岩国市障害者サービスセンター	岩国市岩国 4-2-20	43-2399
障害者地域支援センターしらかば	岩国市室の木町 3-1-74	21-8750
地域生活支援センタートライアングル	岩国市横山 1-12-51	44-3244

※その他の事業所についてはお問合せください。

■障害児通所支援事業所

《児童発達支援》

(順不同)

事業所名	住所	電話番号
岩国市 太陽の家	岩国市桂町 2-4-56	22-4875
きっずはぐ	岩国市錦見 7-2-16	35-4224
児童発達支援センター サンキッズいわくに	岩国市多田 1277-1	28-5000
多機能事業所おれんじキッズ岩国	岩国市錦見 8 丁目 14-26	93-3275
HOORAY 大竹	大竹市新町 1-8-3 アーバンタワー大竹 1F	0120-688-707

《放課後等デイサービス》

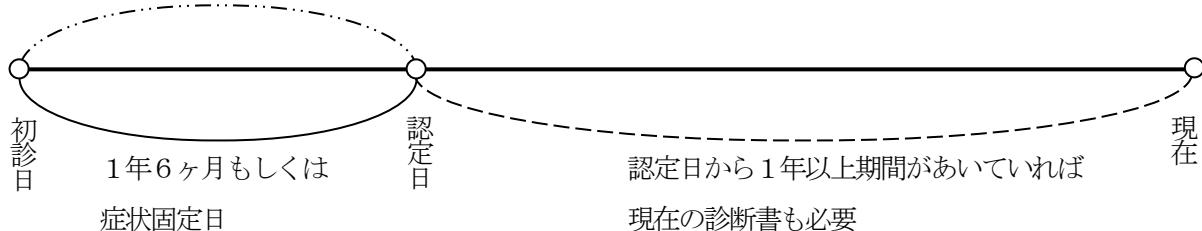
(順不同)

事業所名	住所	電話番号
放課後等デイサービス のどか	玖珂郡和木町関ヶ浜 2 丁目 4-7	28-6215
岩国市障害者サービスセンター	岩国市岩国 4-2-20	43-2377
児童デイサービス きらきら星	岩国市牛野谷 1-10-13	31-5237
きっずはぐ	岩国市錦見 7-2-16	35-4224
多機能事業所おれんじキッズ岩国	岩国市錦見 8 丁目 14-26	93-3275
IRISA	大竹市油見 3 丁目 19-18	53-1530
HOORAY大竹	大竹市新町 1-8-3 アーバンタワー大竹 1F	0120-688-707
スマイルのお家 おおたけ	大竹市立戸 2-7-18	35-4412
ぷちとまと大竹	大竹市西栄 1-11-12 末永ビル 101 号	082-836-6292

VIII. 年金・手当等

■障害基礎年金

国民年金加入中（65歳未満で老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない場合を含む）に病気やけがで障害が残ったときや、20歳前の事故や疾病で障害者になった場合は20歳から支給されます。



支給要件～初診日・認定日が20歳後のとき～

- ① 初診日に国民年金の被保険者であること。
または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で老齢基礎年金を受給しておらず日本国内に住所があること。
- ② 初診日から1年6か月を経過した日、または症状が固定した日（認定日）に、政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。
- ③ 初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上保険料を納付していること。（免除期間を含む）
または、初診日の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと。

支給要件～初診日が20歳前のとき～

- ① 公的年金制度未加入で20歳前に初診日があり、その後障害者になったとき
 - ア. 障害認定日が20歳前にある場合は、20歳に達した時に障害の程度が、政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。
 - イ. 障害認定日が20歳以後にある場合は障害認定日に政令で定められている障害等級表の1級または2級の障害の状態になっていること。
- ② 20歳前に初診日がある場合、本人の所得によって年金の支払いが停止になることがあります。

※障害者手帳の等級と障害年金の等級とは関係性がございませんのでご注意ください。

問合せ▼ 保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

岩国年金事務所（TEL：24-2222 ※自動音声に従って番号を押してください）

■障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間に初診日のある病気やけがで、障害厚生年金で定められている障害等級に該当する程度の障害（1級・2級・3級）が生じたときに、支給されます。

支給要件※基本的に障害基礎年金と同様。

- ① 初診において厚生年金の加入者であること。
- ② 障害認定日に厚生年金で定める障害等級（1級から3級）に該当していること。
- ③ 初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上保険料を納付していること。（免除期間を含む）。
または、初診日の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと。

※障害者手帳の等級と障害年金の等級とは関係性がございませんのでご注意ください。

問合せ▼ 保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

岩国年金事務所（TEL：24-2222 ※自動音声に従って番号を押してください）

■特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に任意加入していなかった期間内に傷病の初診日がある方で、請求時に65歳に達する日の前日までにある方、政令で定められている障害等級表の1級又は2級相当の障害の状態にある方に支給されます。

※障害基礎・厚生年金、障害共済年金などを受給可能な方は対象外です。

支給要件以下の①または②に該当する方

① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金(厚生年金、共済組合等)に加入していた人の配偶者
問合せ▼保健福祉課(TEL:52-2195)

岩国年金事務所(TEL:24-2222) ※自動音声に従って番号を押してください)

■特別障害者手当

著しい重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。

(この手当は岩国健康福祉センターにより管理されています。※申請受付は役場保健福祉課にて行います。)

支給要件

- ① 申請日現在、満20歳以上であること
- ② 施設に入所していないこと
- ③ 3ヶ月以上病院等に入院していないこと
- ④ 本人および扶養義務者の毎年の所得が基準以下であること
- ⑤ 障害程度が政令で定める基準を満たしていること

※認定にあたっては医師の診断書が必要となります。

問合せ▼保健福祉課(TEL:52-2195)／岩国健康福祉センター(TEL:29-1512)

■障害児福祉手当

身体や精神に著しい障害があるため、日常生活で特別な介護を必要とする状態の在宅で20歳未満の方に支給されます。

(この手当は岩国健康福祉センターにより管理されています。※申請受付は役場保健福祉課にて行います。)

支給要件

- ① 申請日現在、満20歳未満であること
- ② 障害による公的年金を受けていないこと
- ③ 施設に入所していないこと
- ④ 本人および扶養義務者の毎年の所得が基準以下であること
- ⑤ 障害程度が政令で定める基準を満たしていること

※認定にあたっては医師の診断書が必要となります。

問合せ▼保健福祉課(TEL:52-2195)／岩国健康福祉センター(TEL:29-1512)

■特別児童扶養手当

政令に規定する障害の状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいざれか一人）又は父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する人に支給されます。ただし、扶養する父母等の前年所得が一定以上のとき、対象児童が障害を支給理由とする公的年金を受けることができるとき、対象児童が児童福祉施設（通園施設は除く）に入所しているときは支給されません。

支給額▼1級 53,700円／月額

2級 35,760円／月額

※支給額は令和5年度の額です。年度によって額の改定があります。

問合せ▼住民サービス課（TEL：52-2194）

■心身障害者扶養共済

障害者を扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親族）に万一のことがあった場合、残された障害者に終身一定額の年金を支給して生活の安定を図るとともに保護者の不安を少しでも軽くしようとするものです。

本制度に加入し毎月掛金を県に納付すると、加入者が死亡または重度障害となった場合、障害者に対して県が一定額を終身年金として支給します。

加入者（保護者）の要件加入時に以下のすべての要件に該当する方

- ①山口県内に住んでいる人
- ②65歳未満の方（基準日：毎年4月1日）
- ③特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態の人
- ④障害者1人に対して加入できる保護者は1人

障害者（児）の要件

次にあげるような障害のある方で、将来独立自活することが困難と思われる方

- ①知的障害
- ②身体障害者手帳の等級が1級～3級の身体障害
- ③上記①又は②と同程度の障害と認められるような精神又は身体の永続的な障害
(脳性麻痺、進行性筋萎縮症、血友病、精神疾患、自閉症など)

掛金額▼加入者の加入時の年齢によって以下のように区分されます。（額は1口あたりの月額。1人2口まで加入可。）

35歳未満 9,300円／35～39歳 11,400円／40～44歳 14,300円

45～49歳 17,300円／50～54歳 18,800円／55～59歳 20,700円／60～64歳 23,300円

支給額▼1口加入につき 月額 2万円（年額24万円）

加入者が死亡または重度障害と認められたときは、その月から障害のある方に対し次の年金が障害のある方の生涯にわたって支給されます。

掛金の免除等▼次の場合は、掛金が免除若しくは減額される（ただし、1口目のみ）

- ①生活保護を受けている場合…全額免除／②市町村民税非課税…掛金半額
- ③加入者が65歳に達し、かつ継続して25年以上加入した場合…全額免除

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195）

※この制度は山口県障害者支援課が実施しています。

■障害者就労施設通所交通費助成事業

障害福祉サービスの就労移行支援・就労継続支援事業所に通所されている方の交通費を助成（上限額10,000円で全額支給）することにより生活の保障及び就労意欲の促進を行います。

対象者▼就労移行支援・就労継続支援事業所に通所されている方（バス・電車の利用）

申請に必要なもの▼印鑑、振込先口座のわかる物、通所者通所区間等証明書（施設による証明：定期の写しなど）

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■和木町心身障害者新規学校卒業者就職支度金支給制度

和木町に居住している身体障害4級以上の方、または知的障害者である新規学校卒業者等が常用労働者として始めて就職する場合に、その前途を祝福して就職支度金を支給するもので、心身障害者の就職促進と社会参加を図ることを目的としています。

対象者▼総合支援学校、支援学級、盲学校、職業能力開発校の修了者等の卒業（6ヶ月以内）した方で雇用期間の定めのない者又は同一事業所に1年以上継続して雇用される予定の方

支給金額▼25,000円

申請に必要なもの▼障害者手帳、卒業後就労が決定しているという学校等の証明、振込先口座のわかる物

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■和木町心身障害者扶助料支給制度

在宅の障害者に扶助料を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とした制度です。

対象者▼身体障害者手帳1級及び2級の方／療育手帳をお持ちの方／

国民年金法施行令別表に規定する精神障害を有する方又は精神保健福祉手帳1級または2級の方

※町内に引き続き3年以上居住している方を対象としています。

※入院・入所された方は本制度の対象外となります。

支給額【年】▼160,000円（年金受給者は半額となります）

支給月▼年2回（4月支給：4月～9月分／10月支給：10～3月分をそれぞれ年額の半額分支給）

※支給後に対象外となられた方については、対象でなくなった月分の額を返納していただく必要があります。

申請に必要なもの▼障害者手帳、受給中の年金証書、対象者本人名義の振込先口座のわかる物

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■和木町児童福祉年金支給制度

心身に障害のある在宅の児童に対して児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

対象者▼20歳未満の在宅で生活する方で、身体障害者手帳（1級～3級）及び療育手帳をお持ちの児童

支給額【年】▼身障1・2級、療育A：80,000円／身障3級、療育B：70,000円

※児童に両親がいない場合は上記年額の3倍の額

両親のうちどちらかの一方がいない場合は上記年額の2倍の額とする。

支給月▼年2回（4月支給：4月～9月分／10月支給：10～3月分をそれぞれ年額の半額分支給）

※支給後に対象外となられた方については、対象でなくなった月分の額を返納していただく必要があります。

申請に必要なもの▼手帳、保護者名義の振込先口座のわかる物

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

X. その他のサービス

■駐車禁止除外車両標章の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で一定の要件を満たす方（歩行困難など）は公安委員会が指定する駐車禁止場所において駐車禁止規制の適用除外の指定が受けられます。

申請の手続き▼住所地を所管する警察署までお問合せください。

問合せ▼岩国警察署（TEL：24-0110）

■やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

障害のある方などで歩行や車の乗降が困難な方に、山口県が県内共通の利用証を交付し、必要な駐車スペースを確保しています。利用証を提示することにより、山口県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用できます。

対象者▼身体障害者、知的障害者または精神障害者、難病等で歩行や車の乗降が困難な方で一定の要件を満たす方。

※けが人の方や妊産婦等の方が該当になることもあります。要件の詳細についてはお問い合わせください。

手続き▼駐車場の利用が困難なことが分かる手帳や、医師意見書等をお持ちください

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

各種割引制度や減免制度について…

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、割引になる場合があります。

■JR 旅客運賃割引

種別	割引対象乗車券類	対象	割引率	割引範囲
○ 身体障害者手帳第1種	普通乗車券	本人と 介護人	50%	同伴の場合のみ。 片道 101 キロ以上の普通乗車 券のみ割引。
○ 療育手帳 A 所持者	回数券 普通急行券 定期乗車券（12歳以上）	定期乗車券（12歳未満）	50%	12歳未満の小児の場合本人の 定期乗車券は割引されません
	普通乗車券	本人	50%	片道 101 キロ以上の普通乗車 券のみ割引。
○ 身体障害者手帳第2種	普通乗車券	本人	50%	片道 101 キロ以上の区間の場 合のみ割引
○ 療育手帳 B 所持者	定期乗車券（12歳未満）	介護人	50%	同伴の場合のみ。

※グリーン料金、特急料金は割引されません。

手続き▼購入時、手帳を提示

窓口▼乗車券発売窓口

※詳しくは、JR 乗車券発売窓口にてお問合せください。

■バスの運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方がバスを利用される場合に運賃が割引されます。バス会社によって割引率が異なりますので、詳しくは各バス会社にお問合せください。

※和木町の巡回バスは、手帳を提示することで無料にてご利用いただけます。

手続き▼各種障害者手帳を提示

問合せ▼各バス会社にお問合せください。

■航空運賃の割引

12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び介護者1名が国内の航空機を利用するとき、国内線定期航空路線の運賃が割引になります。（区間によって異なります。）航空会社によって条件・割引率が異なりますので、詳しくは各航空会社にお問合せください。

問合せ▼各航空会社にお問合せください。

■フェリー運賃割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が乗船券を購入される場合、運賃が割り引かれるケースがあります。各フェリー会社によって条件・割引率が異なりますので、各フェリー会社にお問合せください。

問合せ▼各フェリー会社にお問合せください。

■有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳（A区分）の提示をすると、有料道路（一部有料道路を除く）で50%の割引があります。また、有効期限がありますので継続して割引を受けようとする場合は更新手続きが必要です。（手続は2か月前から可能）
対象者▼身体障害者第2種の方…本人が運転する場合のみ割引適用

身体障害者第1種、療育手帳Aをお持ちの方…本人または本人同伴で介護人が運転する場合のみ割引適用

※障害者1人について1台のみ適用

※個人名義の自動車であることや、営業用の自動車やレンタカー等は対象外など、適用要件があります。

手続き▼障害者手帳、車検証、ETC搭載車をお持ちの方は車載機番号の記載されたもの、

本人名義（未成年は保護者）のETCカードを持って保健福祉課にて申請してください。

問合せ▼保健福祉課（TEL：52-2195／FAX：52-7277）

■NHK受信料の減免

対象者	半額免除	世帯主が	・視覚・聴覚の身体障害者手帳所持者で契約者 ・身体障害者手帳1級または2級所持者で契約者 ・療育手帳Aの所持者で契約者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者で契約者
	全額免除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を世帯構成員に有し、世帯全員が町民税非課税の世帯	
必要なもの	・印鑑・各種障害者手帳・世帯全員の住民票・全額申請の場合は世帯の非課税証明書		

問合せ▼申請について：保健福祉課（TEL：52-2195）／制度について：NHK山口放送（TEL：083-921-3737）

■携帯電話基本料金の割引

各携帯電話会社で割引等が受けられます。(内容は、携帯会社によって異なります。)

対象者▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

問合せ▼各携帯電話取扱店

■NTT 電話番号の無料案内

電話帳の利用が困難な視覚・上肢(1・2級)などの不自由な方、知的障害及び精神障害のある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

NTT電話番号案内の「104」をダイヤルしたあと「ふれあい案内」と申出、登録済の電話番号と暗証番号を伝えると案内料が無料になります。詳しくはNTTにお問合せください。

問合せ▼0120-104174 (NTT フリーダイヤル)

受付時間:午前9時～午後5時(月曜～金曜)※土日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)は休業

■郵便料金

無料となるもの

盲人用郵便…点字郵便物、特定録音物等郵便物(視覚障害者用の録音物)

低料金となるもの

心身障害者団体が発行する定期刊行物等

対象者▼視覚障害者、聴覚障害者及び心身障害者団体

問合せ▼和木郵便局 (TEL: 52-8883)

岩国郵便局 (TEL: 21-0769)

■タクシー運賃割引

タクシーを利用した際に料金が1割引になります。福祉タクシーとの併用も可能です。

対象者▼身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

手続き▼タクシー利用時に手帳を提示することで割引が受けられます。

問合せ▼各タクシー会社

■福祉タクシー利用助成

芸防タクシー協会に加盟しているタクシーを利用した際に利用料の半額(20回まで)を助成します。腎臓機能障害をお持ちの方は、年間160回となります。

対象者▼身体障害者手帳(1～3級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

タクシー利用時にチケットを渡すことで割引が受けられます。

利用範囲▼岩国市～大竹市

手続き▼保健福祉課に備え付けの申請書にご記入ください。

申請に必要なもの▼印かん、障害者手帳

問合せ▼保健福祉課 (TEL: 52-2195/FAX: 52-7277)

■Web 119 (Net 119) 番通報

Web 119番は、聴覚、音声・言語機能に障害が有り、音声による119番通報が困難な方で、携帯電話から、インターネットを使って、簡単に「119番通報」できるシステムです、インターネットに接続できる携帯電話（一部の機種で利用ができません。）、スマートフォンに対応しています。利用するためには登録が必要です。

問合せ▼岩国地区消防組合通信指令課 (TEL : 31-0119/FAX32-1119)

～税金の控除について～

■所得税・住民税の控除

①特別障害者控除

納税者本人、控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者である時には、所得金額から一定額を控除します。

対象者▼身体障害者手帳（1～2級）、療育手帳（A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）

相談窓口▼ 所得税：岩国県税事務所 (TEL : 29-1502) 住民税：税務課 (TEL : 52-2193)

②障害者控除

納税者本人、控除対象配偶者または扶養親族が特別障害者である時には、所得金額から一定額を控除します。

対象者▼身体障害者手帳（3～6級）、療育手帳（B）、精神障害者保健福祉手帳（2～3級）

相談窓口▼ 所得税：岩国県税事務所 (TEL : 29-1502) 住民税：税務課 (TEL : 52-2193)

■自動車税・軽自動車税の減免

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aを所持している方の所有の車（18歳未満の方は生計を一にする方所有の車）で、もっぱらその障害者のために使用するものであれば、各種自動車税が減免になります。

ただし、その車を運転する方が、障害者本人か介護する方かによって、減免対象が異なります。

問合せ▼自動車税について→岩国県税事務所 (TEL : 29-1502)

軽自動車税について→税務課 (TEL : 52-2193)

自動車取得税について→岩国県税事務所 (TEL : 29-1502)

とうじしゃだんたい かぞく かい しょうかい
当事者団体・家族の会のご紹介

わきちょうしんわかい
●和木町親和会

【対象】身体障害者手帳を交付されている方なら誰でも

【活動内容】身体障害者の親睦を目的としています。

ミニ旅行や研修行事への参加を楽しむことが
出来ます。

過去の活動

- ・山口市一県立山口博物館の見学
 - ・岩国市一錦町ヘトロッコ列車乗車体験
 - ・広島県廿日市市一宮島水族館
- など…



【親和会より】親和会は身体障害者の親睦を目的に和木町と和木町社会福祉協議会の補助を得て運営されています。親和会の研修はちょっと知性的で、ぐんと美味です。入会ご希望の方は社会福祉協議会へご連絡下さい。

【連絡先】和木町社会福祉協議会（和木町和木2丁目15-22）

TEL：52-8644

わきちょうて いくせいかい
●和木町手をつなぐ育成会

【対象】知的障害(児)者を持つ家族、本人および会の目的や事業に賛同し、協力してくださる方ならどなたでも

【活動内容】

- ・イエローカフェ開催（年3回）…お茶とともに気軽に日常の情報交換を行います。
- ・福祉施設研修…見学はもちろん施設の利用者さんともふれあいます。
- ・町内奉仕作業参加（蜂ヶ峯公園バラ園の草刈）や歳末福祉餅つき大会の参加
- ・大竹ライオンズクラブ交流事業、総会、親睦会の開催
- ・山口県手をつなぐ育成会の本人活動に参加（リーダー養成宿泊訓練や勉強会）など…

【育成会より】一人ひとりの小さな願いを大きな声に！“知的な障害のある我が子の幸せを求めて、和木町手をつなぐ育成会は知的な障害のある人とご家族が住み慣れた地域で心豊かに生活できることを目指し、定例会や研修会および親睦会などを行い、知的障害者福祉に関する情報交換の機会を提供しています。行政や教育機関、福祉団体と連携して相談・支援体制の充実が図られるよう、約30名が現在活動しています。

【連絡先】和木町手をつなぐ育成会事務局—社会福祉協議会内（和木町和木2丁目15-22）
担当：松村 TEL：52-8644

